平成２４年（フ）第３３０１号
大阪府高石市東羽衣５－６－２―102、事業所所在地大阪府八尾市植松町８－１―28
破産者　まるわ精肉店こと吉岡商店こと　吉岡　貢
1　決定年月日　平成25年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４２４号
大阪府大東市朋来２丁目５番25号
破産者　黒田　直行
1　決定年月日　平成25年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６０３４号
大阪市鶴見区鶴見５丁目11番４―403号、開始決定時の住所兵庫県宝塚市すみれガ丘３丁目５番２―601号
破産者　山﨑　貞芳
1　決定年月日　平成25年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７００４号
神戸市東灘区御影山手４丁目３番４号、前住所大阪府八尾市山本町南７丁目12番10号
破産者　小角　利昌
1　決定年月日　平成25年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１号
大阪府富田林市寺池台１丁目２番203―304号、事業所所在地大阪市浪速区敷津西２―７―15
破産者　靴卸シンボこと　新保　昭和
1　決定年月日　平成25年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５５８号
大阪府八尾市恩智中町４丁目99番地
破産者　東森　敏英
1　決定年月日　平成25年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０７号
広島市東区馬木８丁目520番地85
破産者　園田　　忍
1　決定年月日　平成25年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３９４号
徳島県小松島市神田瀬町３番１号　302
破産者　米田　照明
1　決定年月日　平成25年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１８０３号
横浜市中区西之谷町145番地15
破産者　瀧澤　英夫
1　決定年月日　平成25年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５号
静岡県掛川市大池2027番地の２　スマイルハイツ103
破産者　森　　正臣
1　決定年月日　平成25年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２５年（フ）第１号
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字勝浦74番地５
破産者　田島征一郎
1　決定年月日　平成25年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２５年（フ）第２１１号
北九州市門司区西新町２丁目８番22号
破産者　前田　知則
1　決定年月日　平成25年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第４号
鹿児島県出水郡長島町浦底3842番地１
破産者　山上　隆之
1　決定年月日　平成25年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第３２号
鹿児島県出水市野田町上名1852番地、前住所兵庫県芦屋市三条町13番３―201号
破産者　青木　和人
1　決定年月日　平成25年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第１６号
滋賀県東近江市宮川町688番地378、開始決定時の住所滋賀県東近江市宮川町244番地672
破産者　村井　文則
1　決定年月日　平成25年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第１２２号
大阪府東大阪市吉田５丁目13番44号
破産者　西田　初治
1　決定年月日　平成25年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２３号
大阪府東大阪市吉田５丁目13番44号
破産者　西田　照子
1　決定年月日　平成25年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３７０号
奈良県葛城市北花内327番地
破産者　近藤　信子
1　決定年月日　平成25年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係